

「児童扶養手当」をご存じですか

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給する手当です。

◆**支給要件** 次の①～⑨のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日(法令で定める障がいのある場合は20歳)までの児童について、父、または母、または養育者が、その児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②母または父が死亡した児童
- ③母または父が重度障がいの状態にある児童
- ④母または父の生死が明らかでない児童
- ⑤母または父に1年以上遺棄されている児童
- ⑥母または父が裁判所からDV(配偶者からの暴力)保護命令を受けた児童
- ⑦母または父が1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨①～⑧以外で父母が明らかでない児童

◆**手当額(月額)** 令和7年8月1日現在 ※年収に応じて一部支給や加算額が変わります。

- ・児童1人 全部支給 46,690円 一部支給 11,010円～46,680円
- ・児童2人目以降の加算額(1人につき) 全部支給 11,030円 一部支給 5,520円～11,020円

◆**申請時期** 随時

詳細については、下記までお問い合わせください。

8月は児童扶養手当の現況届提出月です

現在、児童扶養手当を受給している方は、児童扶養手当の「現況届」の提出が必要です。

この「現況届」は毎年8月1日における状況を記載していただき、児童扶養手当を引き続き受給できるのか、また現在停止中の方も、新たに受給が可能となるかどうかを確認するためのものです。

「現況届」の提出が無いと、8月以降の手当が受けられなくなります。8月初旬に提出が必要な方には書類を送付しますので、忘れずに手続きをしてください。

◆**申請時期** 随時 ◆**手続きに必要なもの** 郵送した書類一式、印かん(認印)

※次に該当する方は速やかに届出をしてください。

- ①母または父が婚姻した場合(事実上の婚姻関係を含む)
- ②児童を監護する人が変わった場合
- ③公的年金受給者になった場合
- ④児童が施設入所した場合 など

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎43-2124

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当とは、身体・知的または精神に障がいのある20歳未満の児童を自宅で養育している保護者に対して手当の支給を行う制度です。支給要件に該当すると思われる方はお問い合わせください。

◆**支給要件**(児童の障がいが①～③のいずれかに該当する場合)

- ①身体障害者手帳1～3級程度の障がいがある人または4級程度の障がいがある一部の人の人
- ②療育手帳A1(最重度)、A2(重度)の障がいがある人
- ③精神の障がいがあり、①・②と同程度以上と認められる人

◆**支給の制限** 該当する児童が施設などに入所している場合や、障がいを事由とする年金を受給している場合、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

◆**手当額(月額)** ・1級 56,800円 ・2級 37,830円

特別児童扶養手当の所得状況届

現在、特別児童扶養手当を受給している方は、「所得状況届」の提出が必要となります。提出がない場合、8月以降の手当を受けられなくなります。該当者には書類を郵送しますので、忘れずに手続きをしてください。

◆**申請時期** 8月12日(火)～29日(金) ◆**手続きに必要なもの** 郵送した書類一式、印かん(認印)

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎43-2124